

鹿児島県立農業大学校給食サービス業務委託に係る企画提案実施要領

鹿児島県立農業大学校（以下「農大」という。）の食堂は、「学生及び農業研修生に対し、学生寮及び農業研修館での共同生活を通して自立と協調性を備えた人材の育成と将来にわたり健康的な食生活の実践に役立つ食事を提供する。そのため、食事の内容は特に学生の身体状況に応じたものとし、快適でくつろぎの持てる食事環境を提供する。」ことを理念としており、これらを実現できる事業者から選定する。選定に当たっては、業務実践体制や衛生管理等、様々な視点から総合的に評価する企画提案方式により行う。

1 募集案件

鹿児島県立農業大学校給食サービス業務委託

2 履行場所

鹿児島県立農業大学校食堂

〒899-3311 鹿児島県日置市吹上町和田 1800

3 業務の内容

別添「鹿児島県立農業大学校給食サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 契約期間中に継続して管理運営ができる資金力と経営能力を有するものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者、銀行取引停止になっていない者等、経営状況が著しく不健全であると認められない者であること。
- (5) 企画提案書の提出日に国、地方公共団体等官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (7) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 鹿児島県内に本社（本店）又は支店（営業所）が所在する者であること。
- (9) 複数の事業者が共同で企画提案する場合は、構成する事業者の全てが、(1)から(9)までに定める参加資格を満たしていることのほか、次の要件を全て満たすこと。
 - ア 構成する事業者の中から代表となる事業者を定め、他の構成員からの委任状等の書面により、企画提案から契約等に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。

- イ 構成する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- (10) 従事者に対し安全・衛生教育が徹底され、これに基づき業務を行っていること。
- (11) 信用状況
 - ア 食品衛生法に関する行政処分を、国内において、令和6年3月1日以前3年間において受けていないこと。
 - イ 食品衛生法に規定する営業許可を受けることができること。
- (12) 業績実績
 - 学生、社員等の利用対象者100人以上の学生食堂、社員食堂等の食堂業務の運営を1件以上行っていること。

6 応募資格の喪失

応募者が受託候補者決定の日までに、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該企画提案方式に係る参加資格を失うものとし、既に行われた提案は無効とする。

この場合、提案者に対して参加資格を失ったこと及びその理由を文書で通知する。

- (1) 「5 応募資格」に記載された参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) その他、選考に際し不正な行為があった場合

7 企画提案の内容

企画提案の内容は、次の(1)から(14)までに掲げる項目とする。

- (1) 献立の工夫について
(学生の食事の喫食率を高める献立の作成など)
- (2) メニューの多様化等について
(メニューサイクルの間隔など)
- (3) 食事の量について
(米飯、汁物の個人の希望に合わせた量の提供など)
- (4) 食物アレルギーについて
(アレルギーのある学生への対応など)
- (5) 使用する食材について
(地産地消の食材の提供など)
- (6) 嗜好調査について
(嗜好調査の実施方法及び実施回数など)
- (7) 光熱水費の節約について
(従業者への節約の周知方法など)
- (8) 従業員等の雇用について
(従業員の地元採用、人数、配置など)
- (9) 給食費の徴収について
(給食費の徴収方法、未納者への対応方法など)
- (10) 災害等の不測の事態への対応について
(緊急時の管理体制、厨房が使用できない場合の対応など)
- (11) 防火管理体制について
(防火管理マニュアル、緊急時の連絡体制、従業員の防火意識向上など)

- (12)食中毒防止について
(厨房の衛生管理, 従業員の意識, 健康管理など)
- (13)喫食者からの要望の把握と対応について
(喫食者からの要望の把握, その意見への対応など)
- (14)その他のサービスについて

8 説明会等

企画提案書に係る説明会及び提案者からのプレゼンテーションは実施しない。

なお, 希望者による企画提案書提出期限前の食堂施設の見学はできる。この場合は, 事前に委託者へ連絡して日程調整を行うこと。

9 応募手続等

(1) 日程

実施内容	実施期日
1 質問書提出期限	令和6年1月9日(火) (必着)
2 企画提案参加申込書提出期限	令和6年1月15日(月) (必着)
3 企画提案書提出期限	令和6年1月22日(月) (必着)
4 委託先候補者決定	令和6年1月末(予定)
5 委託業務契約	令和6年4月1日

(2) 応募方法

ア 提出書類

- (ア) 業務仕様書に対する質問書(様式1)
- (イ) 企画提案参加申込書(様式2)
- (ウ) 企画提案書
 - a 企画提案提出書(様式3)
 - b 企画提案書(様式はありません)
 - c 会社の概要(様式4)
 - d 食堂運営に係る業務実績(様式5)
 - e 誓約書・役員等名簿(様式6)
 - f その他企画提案書に関連する書類

イ 提出部数

- (ア) 上記(2)ーアー(ア)及び(イ)
1部
- (イ) 上記(2)ーアー(ウ)
正本1部, 副本10部

ウ 提出方法

- (ア) 上記(2)ーアー(ア)及び(イ)
郵送, 持参, FAX又はメールで提出すること。
持参の場合の受付時間は, 閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は受付・申込期限当日までの到達, また, FAX又はメールの場合は受付・申込期限当日の午後5時までの到達とし, それ以降は受け付けない。

(イ) 上記(2)ーアー(ウ)

郵送又は持参すること。

持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、FAX及びメールでの提出は受け付けない。

エ 提出条件

(ア) 企画の提案は1者につき1案に限る。

(イ) 提出された全ての書類等は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

(ウ) 応募書類の作成等、応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。

(エ) 企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、応募者が負うものとする。

(オ) 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。

ただし、鹿児島県は、契約相手方候補者の公表等必要な場合には、申込時に提出があった内容は無償で使用できるものとする。

10 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選定方法

提出された企画提案書について、書面審査による総合的な評価を行った上で、最も内容が優れていた者（最優秀提案者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。

なお、審査に際し、企画内容等について確認を要する事項が生じた場合には、問い合わせを行うことがある。

(2) 選定結果

選定結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

11 契約について

(1) 選考で最優秀提案者に決定した事業者は、委託者が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書に基づき、双方協議の上で契約を締結するものとする。

(2) 業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 その他

(1) 提出された企画提案書、審査内容及び審査過程については公表しない。

また、選定結果に対する異議申立は認めない。

(2) 企画提案に係る提出書類は、提案者に無断で審査目的以外には使用しないが、審査に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

13 書類等の提出先・問い合わせ先

〒 899-3401 鹿児島県南さつま市金峰町大野 2200

鹿児島県農業開発総合センター 管理部 総務管理課管理係 担当；小松，眞畑

TEL；(099) 245-1109 FAX；(099) 245-1102

E-mail；nousou-kanri@pref.kagoshima.lg.jp